

改正

平成18年6月6日要綱第52号

平成19年7月18日要綱第68号

平成24年2月28日要綱第15号

平成29年11月20日要綱第115号

狛江市生活保護被保護者自立促進事業経費支給要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、狛江市が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は被保護者世帯（以下「受給者等」という。）に対して、その自立促進に要する経費の一部を支給することにより、受給者等の自立の促進を図ることを目的とする。

(自立促進事業)

**第2条** 自立促進事業（以下「事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 就労支援事業
- (2) 社会参加活動支援事業
- (3) 地域生活移行支援事業
- (4) 健康増進支援事業
- (5) 次世代育成支援事業

(支給経費等)

**第3条** 事業に係る支給経費の種類、支援の内容、受給者等の要件及び支給限度額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

**第4条** 支給経費は、受給者等に現金又は現物給付の方法で支給する。

(支給申請)

**第5条** 支給経費の支給を受けようとする受給者等は、被保護者自立促進事業支給申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、狛江市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

(支給決定)

**第6条** 前条により申請があったときは、市長は内容を審査し、支給の承認の可否を決定する。

2 市長は、支給の承認に際し、適正な支給の必要があると認めるときは、支給経費の額を増減し、又は条件を付して決定することができる。

3 市長は、第1項により支給の承認の決定をしたときは、被保護者自立促進事業支給承認通知書(第2号様式)により、不支給の不承認の決定をしたときは、被保護者自立促進事業支給不承認通知書(第3号様式)により受給者等に通知する。この場合において、前項により支給経費の額の増減を行った場合又は条件を付した場合は、その内容を受給者等に通知するものとする。

(その他)

**第7条** 市長は、この要綱に定める各種の支給経費を支給する際は、受給者等に対し、それぞれの事業の趣旨に則して使用するよう指導しなければならない。

**付 則**

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

**付 則 (平成18年6月6日要綱第52号)**

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

**付 則 (平成19年7月18日要綱第68号)**

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

**付 則 (平成24年2月28日要綱第15号)**

この要綱は、公布の日から施行する。

**付 則 (平成29年11月20日要綱第115号)**

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の狛江市生活保護被保護者自立促進事業経費支給要綱の規定は、平成29年9月1日から適用する。

**別表 (第3条関係)**

自立促進事業の要件等

事業	支給経費の種類	内容及び受給者の要件	受給者1人(1世帯)あたりの支給限度額(年額)
----	---------	------------	-------------------------

			単価（単位：円）	回数
就労支援事業	就職活動用被服費等購入費	主に稼働年齢層の被保護者のうち就職面接時に必要なスーツ等を購入しようとする者で，市長が認めるもの	25,000	1回
	技能習得費	既に技能習得費が支給されており，積極的に資格取得を目指している被保護者のうち補助教材を購入しようとする者で，市長が認めるもの	5,000	1回
	就職活動用携帯電話購入費	主に稼働年齢層の被保護者のうち就職面接時に必要なプリペイド式携帯電話を購入しようとする者で，市長が認めるもの	10,000	1回
	就職活動支援費	就職活動に向けた動機付け又は就職後の継続支援が必要な被保護者のうち支援を必要とする者で，市長が認めるもの	10,000	1回
	緊急一時保育料	母子世帯等で母や子（主に9歳以下）の病気時に一時的に子を施設等に預けようとする者で，市長が認めるもの	14,000	1回 （7日間。ただし，市長が認める場合は，この限りでない。）
	認証保育園入園料及び保育料	就労又は就労準備中の母子世帯等のうち子どもを認可保育園に入園できるまでの間認証保育園に預けようとする者で，市長が認めるもの	360,000	1回 （6月間。ただし，市長が認めた場合はこの限りではない。）
社会参	ボランティア	ボランティア講座を受講する高齢者	1,000	1回

加活動	講座受講料	で，市長が認めるもの		
支援事業	ボランティア保険料	ボランティア活動を行う高齢者のうちボランティア保険に加入しようとする者で，市長が認めるもの	300	1回
	シルバー人材センター年会費	シルバー人材センター年会費を負担した高齢者のうち収入から年会費を必要経費で控除していない者で，市長が認めるもの	1,000	1回
地域生活移行支援事業	鍵交換費用	病院等からの地域移行，転宅等により新たに住居を確保する者のうち入居要件に鍵交換が含まれている場合で，市長が認めるもの	15,000	1回
	居宅清掃及び居宅環境整理サポート費用	部屋を清潔に保てない高齢者等（他法又は他施策での援助対象者は除く。）のうち自力ではごみの処分等ができないため処理業者に委託しようとする者で，市長が認めるもの	200,000	1回
	生活支援サービス年会費及びヘルパー派遣費用	他法又は他施策による生活支援サービスが受けられない被保護者のうち病状等により一時的に家事援助を必要とする者で，市長が認めるもの	20,000	1回 (ただし，市長が認める場合は，この限りでない。)
健康増進支援事業	介護予防教室参加費	介護予防を目的とする介護予防教室に参加した被保護者で，市長が認めるもの	1,000	随時
次世代育成支援事業	学習環境整備支援費	狛江市学力向上・進学支援プログラムで支援中の小学校4年生から高校3年生までの児童又は生徒を対象とし，原	高校1年生から高校2年生	通年

		<p>則として5年程度の運営実績がある学 習塾（夏季，冬季，集中講座，補習講 座，通信講座等を含む。）又は不登校・ 引きこもり児童若しくは生徒が通うフ リースクール（ただし，補習教室とし ての機能があること。）への通塾にか かる費用のうち，市長が認めるもの</p>	<p>まで 150,000</p> <p>中学校3 年生及び 高校3年 生 200,000</p> <p>小学校4 年生から 中学校2 年生まで 100,000</p>	
	大学等進学支 援費	<p>大学等（短期大学，専門学校を含む。） への進学を目指し，進学することが世 帯の自立助長に効果的である被保護者 の高校生のうち，大学等への受験料を 必要とする被保護者で，市長が認める もの</p>	80,000	
	健全育成支援 費	<p>次世代育成支援の観点から，ボランテ ィア体験イベント，社会教養セミナー 等への参加が必要な中学生及び高校生 で，市長が認めるもの</p>	15,000	1回
各事業 共通	その他必要と 認める事業経 費	<p>市長がその他必要と認める経費のう ち，東京都が承認するもの</p>	東京都が 必要と認 める承認 額	東京都が必要と 認める回数

第1号様式から第3号様式まで（省略）